

20 酒類容器のリサイクルの推進

1 近年、廃棄物の減量化、再資源化を通じて地球環境の保全を図ろうとする動きが世界的に高まりを見せております。我が国においてもリサイクルの推進など環境保全に関する施策が強く求められています。このような中、相次いで、

- ① 中央酒類審議会の「酒類容器のリサイクリングに関する中間報告」（平成3年2月、以下「中酒審・中間報告」という。）
- ② 「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成3年4月）
- ③ 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年6月）

が取りまとめられ、又は制定されたことを踏まえ、国税庁では、これらの報告の具体化及び法律の円滑な施行に向けて、消費者に対する啓蒙や酒類業者に対する所要の指導啓発等を行っています。

2 酒類容器のリサイクルに対する取組み

(1) 中酒審・中間報告を踏まえての対応

酒類業界においては従来から、ビールびんや一升びんなどのようなリターナブル（繰り返し使用できる）容器が存在していますが、これら以外にも、中酒審・中間報告を踏まえ、

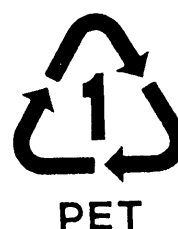
- ① 清酒業界においては、平成4年2月から500ml規格統一びん（「アールびん」）を導入し、平成5年11月からびん回収のためのプラスチック製流通箱（P箱）の導入を開始する等流通システムの整備を図り、その推進に努めている
- ② 九州のしょうちゅう乙類業者においては、九州地区での1.8ℓびんのリターナブルの円滑化に資するため、平成4年4月から共通P箱を導入している
など、酒類容器のリサイクルの促進に取り組んできています。

(2) 再生資源の利用の促進に関する法律に係る対応

生産・流通・消費の各段階において資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、平成3年に「再生資源の利用の促進に関する法律」が制定されました。同法は、古紙、カレット、土砂、コンクリート塊等の再生資源の利用の促進、電気製品に対する分別表示、容器の識別表示等、リサイクルに関する基本的な事項について広く定めており、酒類の容器（アルミ缶、スチール缶及びペットボトル）については、材質識別マークの表示義務が定められています。

酒類業界ではこの識別表示の実施に率先して取り組んでおり、同法の規定では「1か所以上」とされているところ、自主的に2か所に表示することを取り決め、実践しています。

（酒類業界が表示している識別マークの例）



(3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る対応

一般廃棄物のうち、容量ベースで約6割を占める容器包装廃棄物についてリサイクルを推進し、廃棄物の減量化と資源の有効利用を図ることを目的として、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が平成7年6月制定されました。

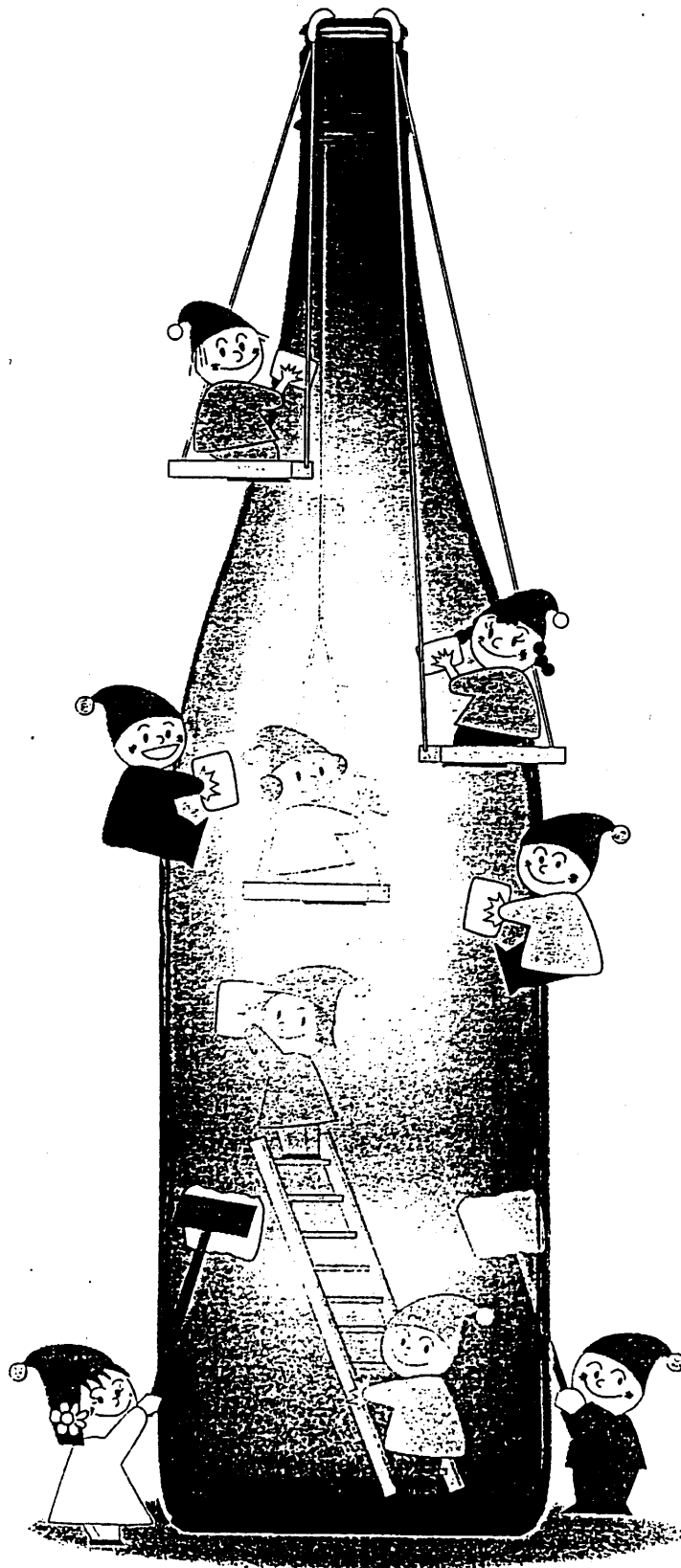
同法は、消費者により分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化（リサイクル）という各者の役割分担により容器包装廃棄物のリサイクルを促進していくことを基本としており、ガラスびん及びペットボトルについては、平成9年4月1日から再商品化義務が発生しています。平成12年4月からはこれらに加え、紙製容器包装及びプラスチック容器包装についても同義務が生じることとなっています。

同法の制定を受け酒類業界では、

- ① ペットボトルを製造・使用する他の業界とともに、回収されたペットボトルを繊維製品等に再利用するための原料（ペットフレーク）にするプラントを建設し、操業を開始
- ② ペットボトルを再商品化しやすくするため、自主設計ガイドラインの作成等の取組みを行っています。



きれいになって、また帰ってきます。
みんなも協力してね。



10月はリサイクル推進月間です。

飲み終えたビールびんや一升びん等は、何度も繰り返し使える立派な資源です。
飲み終えたら、酒屋さんか地域の資源回収コーナーまで持って行きましょう。

未成年者の飲酒は法律で禁止されています。
大蔵省・国税庁・国税局・税務署

このポスターは再生紙を使用しています。